

# 来島海峡海上交通センター 利用の手引き



2023.3.16

## 来島海上交通センター利用の手引き

I	はじめに	1
II	来島海峡海上交通センターの業務概要	1
III	適用される主要航行ルール	2
IV	通信	4
	1 通信チャンネル	
	2 通信言語	
V	航海計画及び船位通報	5
	1 航路通報（前日正午まで）	
	2 航路通報（3時間前まで）	
	3 巨大船等に対する指示	
	4 転流時通報	
	5 位置通報（転流時通報を除く）	
	6 情報提供可能海域と船舶交通流の監視	
VI	VHF無線電話による情報提供（情報、警告、勧告）及び指示	9
	1 通信符号	
	2 情報提供可能海域における情報提供	
	3 情報の聴取義務	
	4 勧告	
	5 指示	
VII	その他の情報提供	12
	1 船舶自動識別装置	
	2 ラジオ放送	
	3 電話	
	3 インターネット・ホームページ	
VIII	来島海峡の潮流信号所	13
	1 来島長瀬ノ鼻潮流信号所	
	2 来島大角鼻潮流信号所	
	3 大浜潮流信号所	
	4 津島潮流信号所	

## 来島海峡海上交通センター利用の手引き

### I はじめに

来島海峡海上交通センターは、来島海峡における船舶交通の安全性及び効率性を向上させることを任務とし、海上保安庁が設置し運用しています。本利用の手引きは、来島海峡海上交通センターが船舶に対して提供している業務を概説するとともに、来島海峡を航行する際の主要注意事項についてできる限りわかりやすく説明することにより、船舶の航行の安全に寄与することを目的としています。来島海峡を通航する船舶は、本利用の手引きを船橋に常備することにより参考資料として活用をお願いします。

なお、来島海峡海上交通センターの業務は、以下の法令等に基づき行っています。正確な法令の適用関係については、これらの法令等を参照して下さい。

- ・ 航路標識法
- ・ 海上交通安全法
- ・ 海上交通安全法施行令
- ・ 海上交通安全法施行規則
- ・ 海上交通安全法第25条第2項の規定に基づく経路に関する告示(平成22年海上保安庁告示第92号)
- ・ 海上交通安全法施行規則第6条第4項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示(平成22年海上保安庁告示第95号)
- ・ 巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示(昭和48年海上保安庁告示第109号)
- ・ 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示(昭和51年海上保安庁告示第29号)
- ・ 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示(昭和51年海上保安庁告示第76号)
- ・ 港測法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示(平成22年海上保安庁告示第163号)
- ・ 来島海峡航路における通報の方法に関する告示(平成22年海上保安庁告示第164号)
- ・ 来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(令和2年海上保安庁告示第169号)

### II 来島海峡海上交通センターの業務概要

来島海峡海上交通センター(以下「センター」という。)は、

- ① レーダー、テレビカメラ及び船舶自動識別装置(以下「AIS」という。)か

らのデータ並びに船舶とのVHF無線電話による通信により、船舶交通に関する情報を収集、把握、監視し、

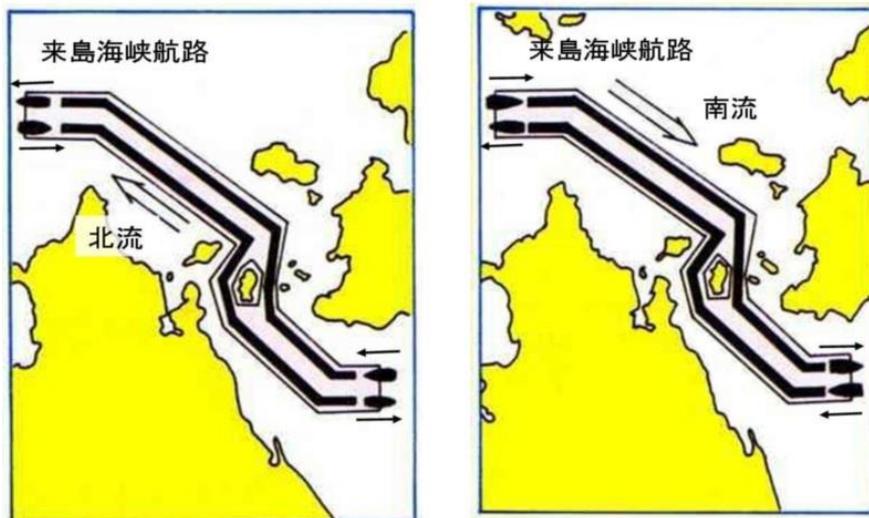
- ② 船舶に対し安全のために必要な情報を提供し、
- ③ 危険防止等のため必要な場合には船舶に対し勧告を行うとともに、
- ④ 潮流の転流時において特別の航法を指示し、
- ⑤ 視界制限状態等海上交通安全法で定める場合には船舶に対し航路外での待機、航路入航予定時刻等の変更を指示することにより、

来島海峡における船舶交通の安全を図っています。

また、VHF無線電話以外には電光表示板により潮流に関する情報を、ラジオ放送、テレホンサービス及びインターネット・ホームページにより来島海峡の航行援助情報を提供しています。

### Ⅲ 適用される主要航行ルール

来島海峡における航路の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての海上交通安全法及びこれに基づく政省令・告示が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。来島海峡における航路の概略は、下図のとおりです。



来島海峡において適用となる海上交通安全法に基づく主要航行ルールの概要を以下に示します。なお、詳細は海上交通安全法及びこれに基づく政省令等を参照してください。

#### ① 航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、来島海峡を東西に通過する場合には、来島海峡航路を、これに沿って航行しなければなりません。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

## ② 避航等

- i 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。
- ii 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船（長さ200m以上の船舶をいう。）と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

## ③ 来島海峡航路の基本的通航方法

- i 順潮の場合は中水道を、逆潮の場合は西水道を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があった場合は、引き続き当該水道を航行することができる。
- ii 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄って航行すること。
- iii 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄って航行すること。
- iv 逆潮の場合は、潮流の速度に4ノットを加えた速力（対水速力をいう。）以上の速力で航行すること。
- v 来島海峡航路のうち定められた区間（下図参照）においては、他の船舶（漁ろうに從事している船舶、許可を受けて工事作業に従事する船舶、対地速力4ノットを確保できない船舶等を除く。）を追い越してはならない。

## ④ 転流時における特別の通航方法指示

センターは、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があった場合において、前記③ i ~ iv と異なる通航方法を指示することがあります。この場合において、当該指示された航法によって航行している船舶については、海上衝突予防法第9条第1項の規定は、適用されません。

## ⑤ AISによる目的地情報の送信

船舶（AISを搭載しているもの）は、来島海峡航路を航行している間、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を



示す記号をAISの目的地に関する情報として送信していなければなりません。仕向地を示す記号等は、海上保安庁HPで提供する最新のAIS入力コード表を参照して下さい。

⑥ 信号による進路の表示

総トン数100トン以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出ようとするとき等において、昼間は国際信号旗を表示することにより、夜間は汽笛を吹鳴することにより、進路を他の船舶に知らせなければなりません。表示すべき国際信号旗等については、資料を参照して下さい。

⑦ 巨大船等の灯火

巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又は錨泊しているときは、次の灯火又は標識を表示しなければなりません。

i 巨大船の灯火等

a 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発する緑色の全周灯1個

b 昼間に表示する標識

直径が0.6m以上であり、高さが直径の2倍である黒色の円筒形の形象物2個で1.5m以上隔てて垂直線上に連掲されたもの

ii 危険物積載船の灯火等

a 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発する紅色の全周灯1個

b 昼間に表示する標識

縦に上から国際信号旗の第一代表旗及びB旗

## IV 通信

### 1 通信チャンネル

センターとの通信を行う場合のチャンネルは次のとおりです。センターでは16ch及び13chを常時聴取しています。VHF無線電話を装備する船舶にあっては、センターの情報提供可能海域内航行中16ch及び13chの聴取をお願いします。

16ch：呼び出し及び応答

13ch：呼び出し及び通信

14ch及び66ch：通信

### 2 通信言語

日本語又は英語

## V 航海計画及び船位通報

### 1 航路通報（前日正午まで）

#### ① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、来島海峡航路を通航する前日正午までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には、来島海峡航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

##### a 巨大船

b 巨大船以外であって長さ160m以上の船舶

c 総トン数2万5千トン以上の液化ガス積載船

d 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押しして航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が100m以上であるもの（以下「物件えい航船等」という。）

#### ② 通報事項

a 船名、総トン数、長さ

b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻

c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）

d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）

e 仕向港

f 喫水（巨大船に限る。）

g 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量（危険物積載船に限る。）

h 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要（物件えい航船等に限る。）

#### ③ 通報先・手段

##### i 通報先

来島海峡海上交通センター

##### ii 通報手段

###### a 書面による場合

通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。

〒794-0003 今治市湊町2-5-100

###### b 電話による場合

0898-31-9000

- c 電子メールによる場合  
詳しくは来島海峡海上交通センターにお問い合わせください。
- d 無線通信による場合  
VHF無線電話によりセンター（「くるしまマーチス」、又は海上保安庁の  
海岸局（「ひろしまほあん」又は「こうべほあん」）に対し連絡して下さい。  
海岸局周波数：156.8MHz、2189.5kHz
- e NACCSによる場合  
<https://www.naccs.jp/>

## 2 航路通報（3時間前まで）

### ① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、来島海峡航路入航予定時刻の3時間前までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

・危険物積載船（以下の船舶をいう）であって前記1①に掲げる船舶を除くもの。

- a 火薬類を一定数量以上積載する総トン数300トン以上の船舶
- b ばら積みの引火性高圧ガスを積載する総トン数1000トン以上の船舶
- c ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1000トン以上の船舶
- d 200トン以上の有機過酸化物を積載する総トン数300トン以上の船舶

### ② 通報事項

- a 船名、総トン数、長さ
- b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻
- c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）
- d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）
- e 仕向港
- f 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量

### ③ 通報先・手段

#### i 通報先

来島海峡海上交通センター

#### ii 通報手段

##### a 書面による場合

通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。

〒794-0003 今治市湊町2-5-100

b 電話による場合

0898-31-9000

c 電子メールによる場合

詳しくは来島海峡海上交通センターにお問い合わせください。

d 無線通信による場合

VHF無線電話によりセンター（「くるしまマーチス」、又は海上保安庁の海岸局（「ひろしまほあん」又は「こうべほあん」））に対し連絡して下さい。

海岸局周波数：156.8MHz、2189.5kHz

e NACCSによる場合

<https://www.naccs.jp/>

### 3 巨大船等に対する指示

#### ① 巨大船等に対し指示する事項

海上交通安全法の規定に基づき、センターは、前記1及び2により航路通報を行った船舶（以下「巨大船等」という。）の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、以下の事項について指示を行うことがあります。

a 航路入航予定時刻の変更

b 航路を航行する速力

c 航路入航予定時刻の3時間前から航路出航までの間におけるVHF無線電話16chの聴取によるセンターとの連絡保持

d 巨大船にあつては、余裕水深の保持

e 長さ250m以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船にあつては、進路を警戒する船舶の配備

f 巨大船又は危険物積載船にあつては、航行を補助する船舶の配備

g 危険物積載船であつて総トン数5万トン（液化ガス積載船にあつては2万5千トン）以上のものにあつては、消防設備を備えている船舶の配備

h 長大物件えい航船等（船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上であるものをいう。以下同じ。）にあつては、側方を警戒する船舶の配備

i その他巨大船等の運航に関し必要と認められる事項

#### ② 指示の方法

無線通信、電話、電子メール、NACCS又は書面の手交により行います。

#### ③ 進路を警戒する船舶等の基準

前記①e、g及びhの進路を警戒する船舶等の基準については「進路を警戒す

る船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示」(昭和51年海上保安庁告示第29号)及び「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示」(昭和51年海上保安庁告示第76号)を参照してください。

#### 4 転流時通報

海上交通安全法の規定に基づき、来島海峡において潮流が転流する時刻の1時間前から転流する時刻までの間に来島海峡航路を航行しようとする船舶は、以下により、センターに対し通報しなければなりません。

##### ① 通報時期

位置通報ライン(別図1参照)を横切った後直ちに

##### ② 通報事項

- a 船名
- b 海上保安庁との連絡手段
- c 航行する速力
- d 航路外から航路に入ろうとする時刻

##### ③ 通報方法

###### i VHF無線電話

- a 呼び出し名称: くるしまマーチス
- b 呼び出しチャンネル: 16ch又は13ch

###### ii 電話

0898-31-9000

#### 5 位置通報(転流時通報を除く)

第六管区海上保安本部長による指導に基づき、前記4以外の場合においては、次の船舶は以下によりセンターあてに位置通報を行ってください。

- a 長さ50m以上の船舶(AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。)
- b 物件えい航船等(AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。)

##### ① 通報時期

最初に位置通報ライン(別図1参照)を通過したとき

##### ② 通報事項

- a 船名
- b 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻
- c 航行予定の航路・海域又は仕向港

##### ③ 通報方法

###### i VHF無線電話

- a 呼び出し名称：くるしまマーチス
- b 呼び出しチャンネル：16ch又は13ch

ii 電話

0898-31-9000

6 情報提供可能海域と船舶交通流の監視

センターの情報提供可能海域は、別図1のとおりです。センターでは、当該海域内を航行する船舶をレーダー情報、AIS情報、位置通報情報、テレビカメラ等により把握し、監視します。

VI VHF無線電話による情報提供（情報、警告）、勧告及び指示

1 通信符号

センターがVHF無線電話により情報提供（情報、警告）、勧告及び指示を行う場合、できる限り通信の始め又は通信文中の該当する部分に、以下に掲げる通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠し、情報提供等の趣旨を明確にします。通信符号の使用は、国際海事機関が定める標準海事通信用語集の記述に則ったものであり、それぞれの意味等は以下のとおりです。

① 「情報」（「INFORMATION」）

センターがレーダー等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

② 「警告」（「WARNING」）

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

③ 「勧告」（「ADVICE」）

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を回避するために進路の変更その他必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかは最終判断は操船者に委ねられる。

④ 「指示」（「INSTRUCTION」）

海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

2 情報提供可能海域における情報提供

センターは、情報提供可能海域内において次に掲げる情報を提供します。

- ① 長さ50m以上の船舶であって情報の聴取義務海域（以下「聴取義務海域」という。）（下図）を航行するもの（以下「特定船舶」という。）に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）

- a 聴取義務海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- b 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報



- c 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- d 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- e 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- f 上記のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
- ② 準特定船舶（特定船舶以外の船舶であって、AISを備えた船舶をいう。）に対する①に準ずる情報（通信符号「情報」又は「警告」）
- ③ 必要と認める特定船舶又は準特定船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）
- ④ 必要と認める特定船舶及び準特定船舶以外の船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

### 3 情報の聴取義務

海上交通安全法の規定に基づき、特定船舶（VHF無線電話を搭載していないものを除く）は聴取義務海域を航行している間、聴取が困難な場合を除き、センターがVHF無線電話により提供する情報を聴取しなければなりません。

### 4 勧告（通信符号「勧告」）

#### ① 勧告の発出

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、特定船舶が、来島海峡航路において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれ、その他当該特定船舶の航行に

危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。

なお、勧告はVHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

② 勧告を受けた船舶の対応

勧告を受けた船舶は、当該勧告の内容を十分考慮し、自船の周囲の状況を確実に把握し、他の危険な状況がないかどうかを判断した上で、交通方法の遵守又は危険回避のためにとるべき措置を決定してください

③ 勧告に基づき講じた措置についての報告聴取

センターは、必要があると認めるときは、勧告を受けた船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることがあります。

5 指示（通信符号「指示」）

① 巨大船等に対する指示

センターは、情報提供可能海域内において、前記V3に述べた指示をVHF無線電話により行うことがあります。

② 転流時における特別の通航方法指示

センターは、情報提供可能海域内において、順中逆西の航法と異なる航法指示をVHF無線電話により行う場合があります。

③ 航路外での待機の指示

i 指示を行う場合と対象船舶

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、来島海峡航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため、以下に定める場合毎に定める船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することがあります。

なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

a 視程が1000mを超え2000m以下の場合

巨大船、危険物積載船であって総トン数5万トン（液化ガス積載船にあつては2万5千トン）以上のもの及び長大物件えい航船等

b 視程が1000m以下の場合

長さ160m以上の船舶、危険物積載船、物件えい航船等

c 潮流をさかのぼって航路を航行する船舶が潮流の速度に4ノットを加えた速力（対水速力をいう。）以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合

当該船舶

ii 指示を受けた船舶の対応

当該指示を受けた船舶は指示の終了の連絡があるまで当該指示に従い航路外で待機して下さい。

VII その他の情報提供

1 船舶自動識別装置

センターでは、A I Sの通信機能を活用しA I Sサービスエリア内を航行する船舶に対し、来島海峡における安全航行に必要な情報（海難の情報、航行制限の情報、通航船舶の動静、気象状況、航路標識の異常、操業漁船の状況等）を随時提供します。

また、A I Sサービスエリア内において、浅瀬に向かって航行している場合等、船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を認知した場合に、当該危険事象に関する情報を随時提供します。

2 ラジオ放送

以下のスケジュール及び周波数にて、大型船等の航路入航予定・気象等の情報について放送を行います。なお、船舶の衝突事故等緊急に通報する事項等が発生した場合は随時臨時放送を行います。

① 日本語放送

i 時間

毎時15分及び45分から各15分間

ii 周波数

1651kHz

② 英語放送

i 時間

毎時00分及び30分から各15分間

ii 周波数

2019kHz

3 電話（別図2参照）

気象情報をテレホンサービスにて常時情報提供します。

0898-31-8177

4 インターネット・ホームページ（別図2参照）

インターネット・ホームページにて各種情報を閲覧することができます。

URL（パソコン：<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>）

## VIII 来島海峡の潮流信号所

来島海峡航路に沿って設置されている潮流信号所においては、来島海峡の潮流情報を以下のとおり表示しています。

### 1 来島長瀬ノ鼻潮流信号所

#### ① 設置場所

北緯 34 度 06 分 35 秒

東経 133 度 02 分 01 秒

#### ② 表示型式

電光表示盤

#### ③ 信号法

流向：「N」（北流）、「S」（南流）

流速：「0 から 13 の数字」ノット

傾向：「↑」増速中、「↓」減速中、「↕」転流 1 時間前から転流まで  
転流期（潮流信号説明図参照）：「X」

### 2 来島大角鼻潮流信号所

#### ① 設置場所

北緯 34 度 08 分 25 秒

東経 132 度 56 分 28 秒

#### ② 表示型式

電光表示盤

#### ③ 信号法

流向：「N」（北流）、「S」（南流）

流速：「0 から 13 の数字」ノット

傾向：「↑」増速中、「↓」減速中、「↕」転流 1 時間前から転流まで  
転流期（潮流信号説明図参照）：「X」

### 3 大浜潮流信号所

#### ① 設置場所

北緯 34 度 05 分 25 秒

東経 132 度 59 分 16 秒

#### ② 表示型式

電光表示盤

#### ③ 信号法

流向：「N」（北流）、「S」（南流）

流速：「0 から 13 の数字」ノット

傾向：「↑」増速中、「↓」減速中、「↕」転流 1 時間前から転流まで

転流期（潮流信号説明図参照）：「X」

#### 4 津島潮流信号所

##### ① 設置場所

北緯 34 度 09 分 07 秒

東経 132 度 59 分 30 秒

##### ② 表示型式

電光表示盤

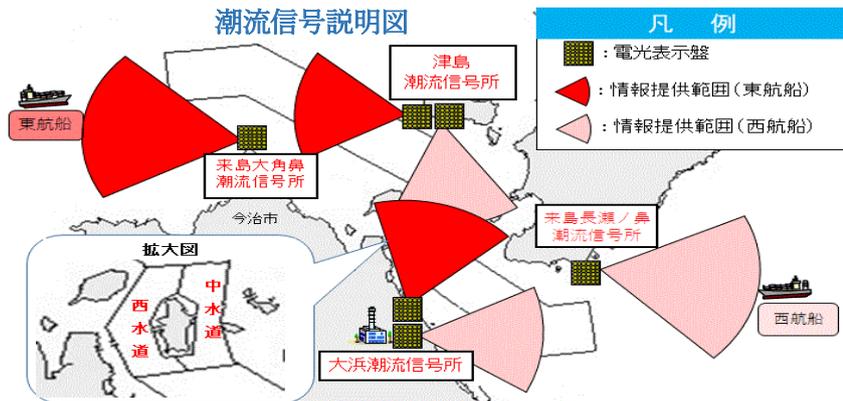
##### ③ 信号法

流向：「N」（北流）、「S」（南流）

流速：「0 から 13 の数字」ノット

傾向：「↑」増速中、「↓」減速中、「↓」転流 1 時間前から転流まで

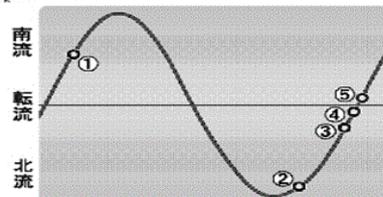
転流期（潮流信号説明図参照）：「X」



##### ◆ 表示パターン例 ◆

潮流信号所において潮流情報は、2秒毎に点灯・消灯する文字等の組み合わせにより電光表示されます。

例えば、右図のような潮流の場合、潮流信号所では次のように表示されます。



- ① S → (消灯) → 3 → (消灯) → ↑ : 南流、3ノット、さらに流れが速くなる。
- ② N → (消灯) → 5 → (消灯) → ↓ : 北流、5ノット、さらに流れが遅くなる。
- ③ N → (消灯) → 1 → (消灯) → ↓ : 北流、1ノット、転流まで1時間以内。
- ④ N → (消灯) → X → (消灯) → ↓ : 北流、転流期、約20分以内に南流に変わる。
- ⑤ S → (消灯) → X → (消灯) → ↑ : 南流、転流期、さらに流れが速くなる。

##### 転流期とは

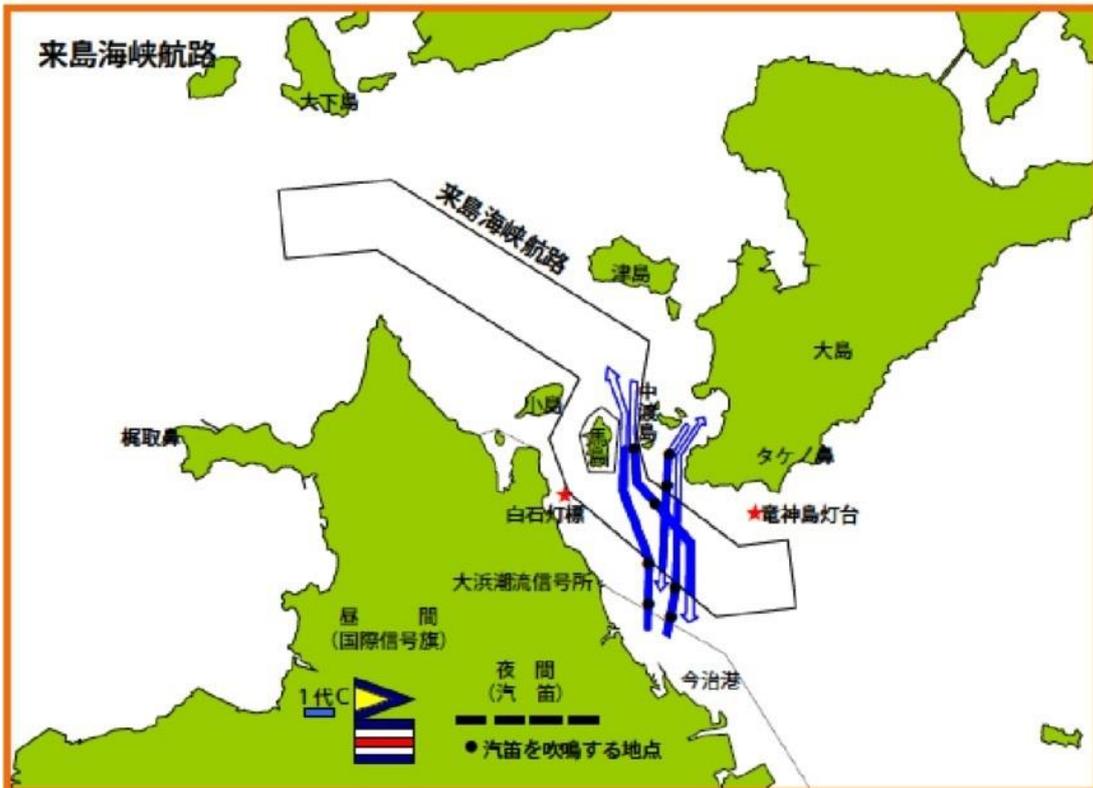
中水道の転流前及び転流後のそれぞれ約 20 分間をいう。ただし、

- a 西水道の転流が中水道の転流約 20 分前より早いとき  
西水道の転流から、中水道の転流約 20 分後までの間
- b 西水道の転流が中水道の転流約 20 分後より遅いとき  
中水道の転流約 20 分前から西水道の転流までの間

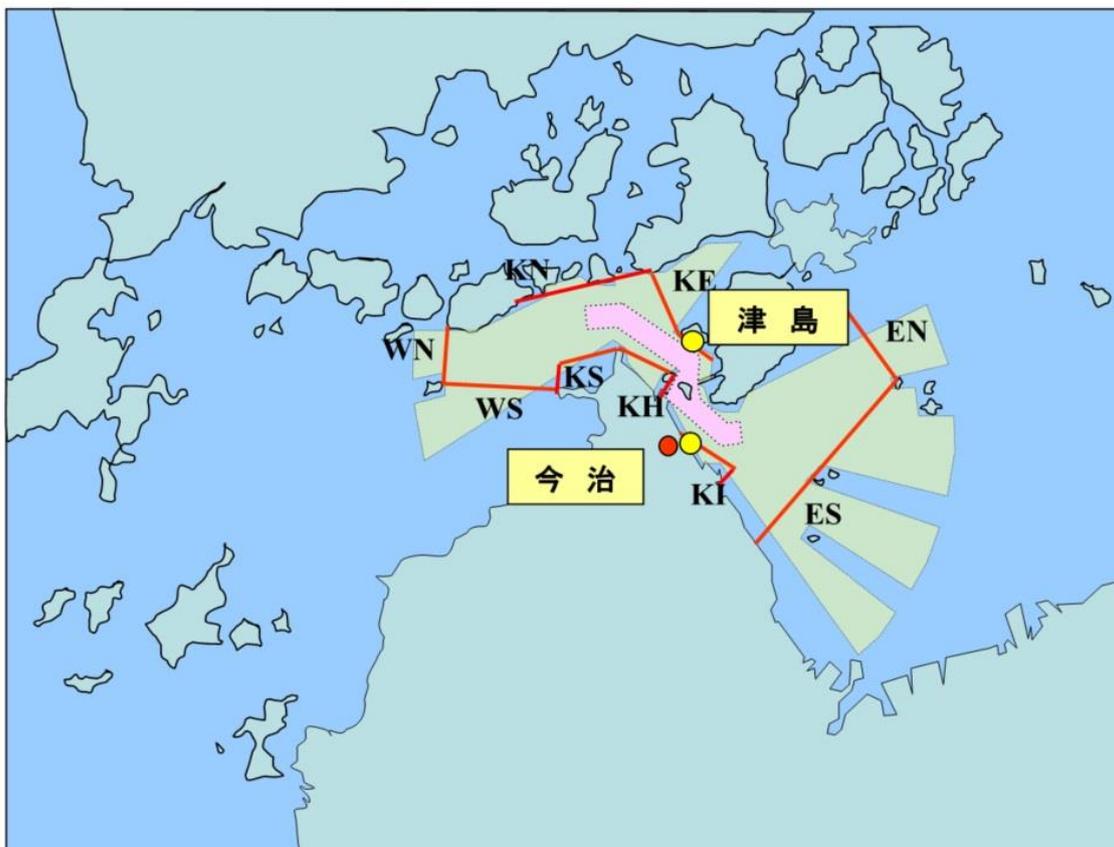
転流期			
aの転流期			
bの転流期			
西水道の 転流	20分前	中水道の 転流	20分後 西水道の 転流

転流期の説明

## 信号による進路の表示



位置通報ライン及び情報提供可能海域



- 凡例
- : 位置通報ライン
  - 記号 : 通報ラインの名称
  - : センター位置
  - : レーダー位置

## 別図2

### インターネットサービス

来島海峡海上交通センターの業務紹介や来島海峡航路の安全航行に関する各種情報をホームページで公開しています。

パソコン用アドレス <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kusushima/>



### 情報提供の内容

気象情報

大型船入港予定情報

曳航船入港予定情報

潮流・潮汐情報

航行安全情報

操業漁船情報

来島海峡の特徴 他

テレホンサービス(毎時 0・15・30・45分に更新)

気象情報 TEL 0898-31-8177(大浜・津島・高井神島の風向・風速、大浜の気圧)

◇ 来島海峡海上交通センター

〒794-0003

今治市湊町2丁目5番100号

TEL 0898-31-4992

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>